

埼玉労基発 0807 第3号  
令和5年8月7日

関係団体の長 殿

埼玉労働局労働基準部長  
(公印省略)

騒音障害防止のためのガイドラインの周知について (周知依頼)

平素、労働災害防止対策及び健康障害防止対策の推進につきまして、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における騒音障害の防止については、これまでの技術の発展や知見の蓄積を踏まえ「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂し、令和5年5月中旬に周知のお願いをさせていただきましたが、今般、厚生労働省において新ガイドラインのリーフレット「騒音障害防止のためのガイドラインを改定しました」(以下「周知用リーフレット」※)を作成しました。

つきましては貴団体におかれましても、周知用リーフレットを御活用いただき、傘下事業場、会員等に対する周知をお願い申し上げます。

※

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02\\_00004.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei02_00004.html) (「騒音障害防止のためのガイドラインを改定しました」厚生労働省ホームページ掲載)



QRコード

